



2017年2月23日

各位

会社名 株式会社 資生堂
代表者名 代表取締役 執行役員社長 兼 CEO
魚谷 雅彦
(コード番号 4911 東証第1部)
問合せ先 IR部長 白岩 哲明
(TEL. 03-3572-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年3月28日開催予定の当社第117回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「毒物及び劇物取締法」(昭和25年12月28日法律第303号)に係る政令(「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」(平成28年政令第255号))が2016年7月15日に施行されたことに伴い、グリコール酸およびこれを含有する化粧品等のうち、一定の濃度を超えるものが劇物に該当することとなりました。本改正により、該当の化粧品等の製造、販売または輸出入を継続するためには、行政当局に対し所定の認可取得等の手続を行うことが必要となったため、当社は当該手続を実施しました。これに伴い、当社定款の事業目的に「毒物、劇物の製造、販売および輸出入」を具体的に記載することが求められています。

これを受け、本日開催の取締役会において、事業目的の追加のための定款変更議案を第117回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

2. 変更の内容

現行定款第2条(目的)第1号に、新たな目的を追加します。具体的な変更内容は、別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2017年3月28日

定款変更の効力発生日 2017年3月28日

この定款の一部変更は、株主総会において承認可決された時点から効力を生じます。

以上

別紙

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 化粧品、石鹼、洗剤、歯磨、医薬品、医薬部外品、試薬、顔料の製造、販売および輸出入</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 化粧品、石鹼、洗剤、歯磨、医薬品、医薬部外品、試薬、<u>顔料</u>、<u>毒物</u>、<u>劇物</u>の製造、販売および輸出入</p> <p>(以下省略)</p>